

● 記載内容の訂正について

p.71 「◆授業料等減免・給付型奨学金（国の「高等教育の修学支援新制度）」に一部誤植がありました。次のとおり訂正いたします。

(訂正前)

授業料減免 修業年限の終期まで、区分に応じて、原則毎年支給されます。※前期・後期の半期ごとに減免されます。

学校種別	区分	上限額(年額)		学校種別	区分	上限額(年額)	
		入学金	授業料			入学金	授業料
大学	第Ⅰ区分	入学金満額	約700,000円	短期大学	第Ⅰ区分	入学金満額	約620,000円
	第Ⅱ区分	入学金の3分の2	上限の3分の2		第Ⅱ区分	入学金の3分の2	上限の3分の2
	第Ⅲ区分	入学金の3分の1	上限の3分の2		第Ⅲ区分	入学金の3分の1	上限の3分の2

※「入学金」「授業料」とは別に徴収される施設費や実習費等の諸費は含みません。

※ 減免された額以外の差額は、期日までに支払いが必要です。

(訂正後)

授業料減免 修業年限の終期まで、区分に応じて、原則毎年支給されます。※前期・後期の半期ごとに減免されます。

学校種別	区分	上限額(年額)		学校種別	区分	上限額(年額)	
		入学金	授業料			入学金	授業料
大学	第Ⅰ区分	入学金満額	約700,000円	短期大学	第Ⅰ区分	入学金満額	約620,000円
	第Ⅱ区分	入学金の3分の2	上限の3分の2		第Ⅱ区分	入学金の3分の2	上限の3分の2
	第Ⅲ区分	入学金の3分の1	上限の3分の1		第Ⅲ区分	入学金の3分の1	上限の3分の1

※「入学金」「授業料」とは別に徴収される施設費や実習費等の諸費は含みません。

※ 減免された額以外の差額は、期日までに支払いが必要です。